

兵庫県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会告示第2号

兵庫県後期高齢者医療広域連合に対する直接請求の要件となる請求権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和2年6月30日

兵庫県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会

委員長 中川 日出和

- 1 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第291条の6第1項の規定により準用する法第74条第1項及び第75条第1項に規定する請求権を有する者の総数の50分の1の数

92,014

- 2 法第291条の6第1項の規定により準用する法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに法第291条の6第2項に規定する請求権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

675,087

- 3 法第291条の6第1項の規定により準用する法第80条第1項に規定する請求権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

別表のとおり

別 表

市 町 名	請求権を有する者の総数の 3分の1等の数
神戸市	257,852
姫路市	139,877
尼崎市	129,307
明石市	83,709
西宮市	132,559
洲本市	12,395
芦屋市	26,587
伊丹市	55,833
相生市	8,232
豊岡市	22,639
加古川市	73,500
たつの市	21,282
赤穂市	13,387
西脇市	11,267
宝塚市	64,706
三木市	21,644
高砂市	25,106
川西市	44,240
小野市	13,208
三田市	31,078
加西市	12,289
丹波篠山市	11,564
養父市	6,641
丹波市	17,817
南あわじ市	13,218
朝来市	8,499
淡路市	12,447
宍粟市	10,591
加東市	10,802

市 町 名	請求権を有する者の総数の 3分の1等の数
猪名川町	8,514
多可町	5,852
稲美町	8,583
播磨町	9,440
神河町	3,224
市川町	3,432
福崎町	5,174
太子町	9,276
上郡町	4,275
佐用町	4,832
香美町	4,976
新温泉町	4,093